

近年、会計の国際的な潮流として、会計基準をグローバルで統一しようとする動きが盛んになっている。わが国においても、会計ビッグバン以降の約15年、国際財務報告基準（以下、「IFRS」という）とのコンバージェンスが進められており、新たな会計基準の適用もしくは現行の会計基準を改正する形でIFRSに近似した会計基準が、日本の会計基準として適用されている。

これらの新たな会計基準の適用は、会社に対して会計上の見積りを広く求めている。この会計上の見積りとは、資産および負債や収益および費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう（企業会計基準24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」4項③）。すなわち、会計上の見積りは、将来事象の結果に依存するために金額が確定できない場合、またはすでに発生している事象に関する情報を適時にあるいは経済的に入手できないために金額が確定できない場合において、当該金額の概算額を算出することである。

会計上の見積りにあたって、過去

および当期末時点の状況から、会社が将来の収益や将来のキャッシュ・フローの金額や発生時期を見積ったうえで、その結果を現在の財務諸表に反映することとなる。会計上の見積りは、その結果として絶対的な答えがあるものではなく、会社において合理的な仮定に基づいて概算額を算定している。そのため、会計上の見積りにあたっては、会社としてより一層判断を要する機会が増えるうえに、恣意性が比較的に入りやすく、経営者の偏向として財務情報の作成および表示における経営者の中立性が欠如する可能性がある。最近、このような会計上の見積りが関係した誤謬や不正も見受けられる。

最近多くの会社より会計監査人である監査法人からの会計上の見積りに要する論点に対する指摘が増えているというのを耳にする。監査法人からの指摘において、社内で算出した見積りに関する会計処理のルールや会計処理に対して、「見積りについてのより詳細なエビデンス（根拠）を示してください」や「将来キャッシュ・フローの合理性・妥当性を整理してください」と指摘されたことのある会社も多いと考える。会計上の見積りの性質から、監査法人も会計上の見積りを用いた会社の会計方針や会計処理をより厳格かつ批判的に判断することが求められている。

そのようななかでも、多くの会社において問題になると思われるのが、棚卸資産の評価と固定資産の減損である。今回は、この棚卸資産の評価および固定資産の減損の2点に対する監査法人からの監査対応のポイントを説明する。実際に会計の実務を担当している方の参考になれば幸いである。

また、記載にあたっては、日本の会計基準の適用を前提に記載しているが、IFRSを適用する会社も増加していることから、IFRSを適用している会社における監査上の対応ポイントも、その会計基準の差異に言及しながら記載する。なお、本文中の意見に関する部分は、筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

第1章 見積りを前提とした会計処理の考え方は？ 会計上の見積りの監査への 対応ポイント

第1章のエッセンス

・会計上の見積りのために使用した

仮定の合理性、不確実性に対する判断を明確化する必要がある。

・会計上の見積りには恣意性が入る

ことが多いといわれることから、会社として見積方法を確立する必要がある。